

教第43号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を
次のように制定する。

令和7年12月11日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 竹森 永敏

理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法改正
に基づく教員の待遇改善に伴い、神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する
規則の一部を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について（概要）

1. 多学年学級担任手当の廃止に伴う改正

多学年学級担任手当の廃止に伴い、関係する規定を削除する。

2. 非常災害時等の緊急業務に係る特殊勤務手当の改善

学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に係る特殊勤務手当について、以下のとおり、要件を緩和するとともに支給額を引き上げる。

現 行	見直し後（変更箇所下線）
・要件 週休日等：業務従事時間 <u>8</u> 時間程度 要勤務日：正規の勤務時間を除き6時間程度	・要件 週休日等：業務従事時間 <u>4</u> 時間程度 要勤務日：正規の勤務時間を除き6時間程度
・支給額 ①非常災害時における児童生徒の保護、緊急の防災、復旧の職務 8,000円／回	・支給額 ①非常災害時における児童生徒の保護、緊急の防災、復旧の職務 8,000円／回
②児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の職務 <u>7,500円／回</u>	②児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の職務 <u>8,000円／回</u>
③児童生徒に対する緊急の補導の職務 <u>7,500円／回</u>	③児童生徒に対する緊急の補導の職務 <u>8,000円／回</u>

3. 実施時期

令和8年1月1日より

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当)	(教育委員会職員特殊勤務手当)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合にお	3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合にお

いて、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア [略]

イ [略]

ウ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の職務 勤務1回につき
8,000円

エ 生徒等に対する緊急の補導の職務 勤務1回につき8,000円

(2)～(6) [略]

4 [略]

いて、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア [略]

イ [略]

ウ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の職務 勤務1回につき
7,500円

エ 生徒等に対する緊急の補導の職務 勤務1回につき7,500円

(2)～(6) [略]

4 [略]

5 条例第37条第5号に規定する教育委員会規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給与条例第10条の4の規定により給料の調整額の支給を受けるもの

(2) 給与条例第10条の6の規定により管理職手当の支給を受けるもの

(3) 2以上の異なる学年の児童又は生徒で編成されている学級（以下「複式学級」という。）における担

	<p><u>当授業時間数がその者の担当授業時間数の 2 分の 1 に満たないもの</u></p> <p><u>(4) 複式学級における担当授業時間数が 1 週間につき 12 時間に満たないもの</u></p>
<u>5</u> [略]	<u>6</u> [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。